

子どもの権利条約



〔目次〕

- 閣議決定を前に2団体が要望・声明を提出/NGO紹介……3
- 法務省に「子どもの人権専門員」任命の動き……4
- 子どもの権利委員会・第4会期報告……5
- パキスタン・NFOセミナー報告……7
- 「子どもの権利条約フォーラム」から/事務局だより……8

題字イラスト/土田義晴

子どもの権利条約 国会へ再提出へ

政府は11月26日の閣議において、先の国会で廃案となった子ども（政府訳では「児童」）の権利条約の批准承認案件を国会に再提出することを決定した。この批准承認案件（「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」）は、先に自民党政権時代の閣議決定（92年3月18日）により第123国会に提出されたものと同ほ同じ内容のものとなったが、3か所にわたる訳文の訂正およびそれにとまなご「留保」案件の一部修正をはじめ、若干文言を

修正している。

訳の中で訂正されたのは次の3か所である（傍線が訂正箇所）。

- (1) 第32条1（経済的搾取・有害労働からの保護）
〔第123国会提出訳〕
「児童の教育の障害若しくは妨げとなり……有害となるおそれのある労働」
〔11月26日訂正訳〕
「危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり……有害となるおそれのある労働」

(2) 第37条(c)後段（自由を奪われた子ども
の適正な取扱い）

〔第123国会提出訳〕

「特に、自由を奪われたすべての児童は、例外的な事情がある場合を除くほか、……成人とは分離されるものとし、通信及び訪問を通じて家族との接触を維持する権利を有すること」
〔11月26日訂正訳〕

「特に、自由を奪われたすべての児童は、……成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じて家族との接触を維持する権利を有すること」

(3) 第45条(d)（子どもの権利委員会の作業方法）
〔第123国会提出訳〕

「これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、関係締約国に送付し、及び国際連合総会に報告する」
〔11月26日訂正訳〕

「これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する」
——この3か所は89年12月に公表された国際教育法研究会訳（代表・喜多明



⇒11月20、21日にかけて開かれた子どもの権利条約フォーラムの様子（8頁参照）

「児童の権利条約」批准案 訳文修正権めぐり論争

外務省「うちが専門」▶◀社党「国会にある」

外務省との間でホットな論争が起きている。今回は条約の訳文の修正権をめぐるもので、社会党側が訳文の一部に誤りがあると指摘。外務省は修正に応じたものの、社会党は「修正権は国権の最高機関の国会にある」、外務省は「明治時代からこの専門」をもちも譲らない構えだ。

同条約の批准案は、今年11月の衆院本会議で政府案が全会一致で承認されたが、参院段階で解散となつて廃案、今国会で仕切り直した。問題の修正箇所は三カ所。「自由を奪われた児童について」の対応を定めた

人」の訳と明確に食い違っていた点であり、研究会での検証を経て、政府訳のこれらの「誤訳」については荒牧重人論文で明確に指摘されていた(子どもの権利条約の批准にあたって——その問題点と課題)、「子どもの権利条約対訳集」子どもの人権連ブックレットNo.2所収、92年6月、85頁)。

とくに、第37条(c)については、先の通常国会でも取り上げられ、訂正することが求められたが、「私どもは、このつくりました訳、これについては関係省庁ともお諮りしておりますし、(内閣)法制局の審査を経て確定したものでございますが、それがベストである、ベストを尽くした訳であるというふう

委員の質問に対する小西説明員の回答)として受け入れなかった。条約の訳について政府は従来から、国会は条約正文の批准承認についての審議されるべきであり、訳は対象外である、と説明してきた。しかし国会史上前例のない3カ所の誤訳訂正が行なわれたことよって、今後の「誤訳」チェックの方法について問題が残されたといえる。それと同時に、37条(c)は国会承認を求めた「児童の権利に関する条約」に関する日本政府の留保」案件の承認案件でも、「例外的な事情がある場合を除くほか」の文言が削除されている。

朝日新聞(93年11月27日付)では、「……訂正前は『例外的な事情がある場合を除くほか、成人(の收容者)とは分離されるものとする』と読める訳文になっていた。こどもに悪影響を与えかねない成人の收容者と一緒に收容されることも場合によって可能だと解釈できる表現になっていたため、問題とされていた」と指摘されており、成人からの文理原則の留保とともに留保条項の訳の修正について国会審議の対象とならぬのかどうか、あらためて議論されることになると思われる。

なお、批准承認案件の再提出にともない93年11月付で作成し直された「児童の権利に関する条約の説明書」では、「三、条約の実施のための国内措置」が次のように書き改められた。

「1、この条約の締結により我が国が負うことになる義務は、既存の国内法令で実施可能であり、この条約の実施のためには新たな国内立法措置は必要としない。2、この条約を実施するためには、新たな予算措置は不要である」

以前の説明書と趣旨は同じであるが、国内立法措置については「既存の国内法令で実施可能」とし、条約の十全な実施のための新たな立法に含みをもたせている。また予算措置についても、現行の予算の枠内での実施に必要な予算措置を講ずることを認めたものとみることができよう。(喜多明人)

日本教育法学会、 子どもの権利条約研究特別委員会を設置へ

日本教育法学会第23回定期総会(本年5月29日)において、「子どもの権利条約研究特別委員会」の設置が承認され、発足の運びとなりました。

同特別委員会は、子どもの権利条約の実効性ある実施に学問的に貢献することをめざして、条約の国内的・国際的実施の課題を専門的に検討することを目的としています。委員会は、教育法をはじめとして、憲法、行政法、家族法、少年司法、福祉、国際法、比較法など各分野の専門家により構成されています。

の必要性、基本的性格、盛りこむべき内容、外国の事例等に関する報告が2本ずつなされ、検討すべき課題につき活発な論議が繰り広げられました。今後は、個別分野ごとの考察に入ります。第4回は福祉、第5回は教育、第6回は少年司法の各分野に関する報告が予定されています。

すでに、委員会は3回行なわれました。第1回(7月23日)では今後の研究計画について検討し、①「子どもの権利基本法案」の作成、②子どもの権利条約案、③条約の国際基準化の課題の研究を行なう方向となりました。

ところで、第2回委員会において、当時臨時国会に条約承認案が出される見通しだったことから、内閣・国会宛に、「条約の名称を『子ども』にする」と「その他の要請を記した意見書」を、委員会名で提出することを決めました。

第2回(9月11日)、第3回(10月30日)では、子どもの権利基本法と子どもの権利条例のそれぞれにつき、制定

意見書は、10月6日に、内閣宛のものを武村正義・官房長官に、国会宛のものを土井たか子・衆議院議長にそれぞれ手渡しました(内閣宛の内容については「法律時報」11月号参照)。なお、国会宛は、原文兵衛・参議院議長(代理)及び菅直人・衆議院外務委員長にも渡しました。

第2回(9月11日)、第3回(10月30日)では、子どもの権利基本法と子どもの権利条例のそれぞれにつき、制定

意見書は、10月6日に、内閣宛のものを武村正義・官房長官に、国会宛のものを土井たか子・衆議院議長にそれぞれ手渡しました(内閣宛の内容については「法律時報」11月号参照)。なお、国会宛は、原文兵衛・参議院議長(代理)及び菅直人・衆議院外務委員長にも渡しました。

(広沢 明)

閣議決定を目前に控え 2団体が要望書・声明を提出

閣議決定を目前に控えた11月18日と19日、「子どもの権利条約」実現のための実行委員会と日本弁護士連合会が相次いで要望書と会長声明を発表した。「子どもの権利条約」実現のための実行委員会は、優れた舞台芸術の創造と子どもたちの鑑賞機会の拡充のために活動してきた「全国子ども劇場おやこ劇場連絡会」を連絡先としている。同委員会が11月18日付で提出した要望書は、とくに31条(休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加)を重点的に取り上げながら「条約の批准と実施を通じて、子どもたちの生活がゆとりある文化的なものに改善されること」を求められており、「この条約の批准が子どもたちのおかれた状況の実際の改善につながるためには、まずなによりも条約の当事者である子どもたちに、その内容が広く知られる必要がある」と、その内容が広く知られる必要があると、(1)条約名称を「子どもの権利条約」とし、完全実施のための措置を講ずること、(2)条約広報のための予算措置をとり、「子ども公聴会」の開催や子どもためのオンブズパーソン設置等の制度化をすること、(3)文化・芸術への自由な参加とその教授の機会がすべての子どもたちに平等に提供されるために早急な対策を講ずること、などを求めた。この

要望書には、俳優の池内淳子さん、作家の落合恵子さん、脚本家のジェームス三木さん、映画監督の山田洋次さんなど多数の文化人も賛同している。

また、日本弁護士会が11月19日付で発表した会長声明は、▽名称を「子どもの権利条約」とし、さらに「条約の精神を十二分に表現し尽くした新たな政府訳」で再提出すること、▽留保・解釈宣言を排して無条件完全批准を行うこと、▽非嫡出子差別廃止のための法令改正を行なうこと、▽独立機関としての子どもの権利オンブズパーソンを日弁連との意見交換・協議も行なうこと、などを求めるもの。とくに、非嫡出子差別廃止のための法令改正については、「市民的および政治的権利に関する国際規約」に基づいて日本政府が提出した報告が審査された際、規約人権委員会が非嫡出子差別は同規約に違反するものであるとの指摘をしていることを取り上げて改正を迫っている。

しかし、政府は明らかな誤訳3点について訳文を変更したものの、その他の要請についてはいまのところ応じる構えはない。こうした要望・声明を真摯に受けとめ、子どもの権利をよりよい形で保障していくために積極的な対応をしていくことが望まれる。

◆

NGO紹介

ユース・エンディング・ハンガー

ユース・エンディング・ハンガー(YEH)は、「飢餓が子どもの命を終わらせるのではなく、子どもが飢餓を終わらせよう」を合言葉に西暦2000年までに世界の飢餓をなくすことを目的に活動している国際的なボランティア団体で、87年、アメリカの女子高校生が学校でクラブを作ったことから始まりました。90年にはヨーロッパYEHがエチオピアの飢餓を救う6万5千通の手紙をソビエトのゴルバチョフ大統領(当時)に届け、カナダでは20か国が参加して「YEH国際会議」を開催しました。日本のYEHはこの会議への参加によって発足し、帰国後、海部首相(当時)に「子どもたちの世界サミット」への出席を求める署名活動を展開し、約1万6千人の署名を集めて首相に手渡しました。

93年には国内会議を開催しました。「地球子ども会議」は、飢餓を終わらせるために青少年をはじめとする世界中の人々が立ち上がるようアピール活動を行なうと同時に、世界宣言の実行が、政治の最優先事項として取り組まれるよう各国政府に対して要請し、ともに行動を起こすなどの活動を行なっています。95年は世界宣言の行動計画の中間評価の年であり、国連50周年であることから、国連本部において第2回「地球子ども会議」を開催することを予定しています。また94年はその準備年として、世界各地の議長を中心として会議を京都で開催する予定です。(日本ハンガープロジェクト/幸田)

91年には日本のYEHが「地球子ども会議」を開催し、現在ではこの会議が世界のYEHの中心的活動のひとつになっていきます。この「地球子ども会議」は、「子どもたちの世界サミット・世界宣言」の達成と、西暦2000年までに地球上の飢餓を終わらせることを目的に、第1回を京都で60か国から358名の青少年を集めて開催しました。92年には世界5都市で「地球子ども会議・地域会議」を開催、今年



↑世界サミットのシンボルマーク

法務省に「子どもの人権専門員」任命の動き

子どもオンブズパーソン研究会、要望と提案を提出

◆人権擁護委員を 子どもの人権専門員に◆

9月上旬、法務省が子どもオンブズパーソンの設置を検討していると朝日・読売が報道した(9月11日付朝日「オンブズマンが子供の権利監視」来年度から法務省設置」、同12日付読売「子どもの人権に強い味方、オンブズマンを法務局に――7、8人を各所に配置」)。法務省が全国に1万3千人ほどいる人権擁護委員の中から各都道府県につき7、8人の「子どもの人権専門員」を選び、いじめ・体罰・登校拒否など子どもの人権に関わる問題に専門的に取り組ませる方針だという。

人権擁護委員とは、法務大臣の委嘱を受けて市町村ごとに任命され、人権保護のための活動を報酬なしで行なう民間人の委員である。各地に設置された法務局との連携のもと、被害者などの申立てやマスコミ報道などに基づいて調査を行ない、必要に応じて告発・勧告・通告・説示などの救済措置をとる。子どもの問題に関しては、近年、とくに体罰やいじめのようなケースに対応することが多くなっている。

4月22日の衆院本会議で社会党・公明党・共産党の3野党(当時)から「子どもオンブズマン」の設置を求められた宮沢首相(当時)は、「児童相談所人権擁護機関等の相談活動の強化を図ることによって対処するのが適当」との答弁を行っていた。今回法務省が打ち出した構想はこの宮沢答弁に沿ったものと言える。

◆研究会の中でも 分かれる評価◆

既存の制度の強化を基調とするこの構想は、「オンブズマン」との報道はなされているものの、私たち子どもオンブズパーソン研究会(代表 中川明・弁護士、や日弁連の主張とは相当な乖離があるものである。こちらが提唱してきた制度は、行政からの独立や強力な調査権限を基本的な要件としている。しかし、人権擁護委員は法務省という行政機関の一部であり、また強制調査権限はないのであくまで関係機関の協力を頼らなければならない。

そのため、研究会の中でもこの構想に対する評価は分かれた。条約批准を前にアリバイ作りを意図しているにす

ぎないのではないかと、この制度によりかえって行政から独立した子どもオンブズパーソン制度の実現が困難になるのではないかとその声も根強い。その背景には、人権擁護委員そのものに対する不信感も横たわっている。

◆研究会が提出した 法務省への要望・提案◆

ともあれ研究会としては、積極的な評価は留保しつつも、この制度がかえって状況を悪化させるようなことにならないのを防ぎ、さらにより有効なものとして機能するようにするため、以下のような要望・提案を法務省に対して提出することにした(12月14日提出)。

- (1) 本来のオンブズパーソン制度ではないことを明確にするため、「子どもオンブズマン」などの名称は使用しないこと。
- (2) 選任にあたっては子どもの人権に關して十分な理解と資質を有する委員を選び、とくに教員経験者の選任については抑制的になること。
- (3) 専門員が子どもの権利条約の理念に沿って行動することを明らかにし、条約を始めとする関連国際法・国内法

を学ぶ研修の機会を保証すること。

(4) 専門員に対するアクセスIBILITY(接近可能性)を確保するため、各種の広報策を積極的に講ずること。

(5) 関係機関との連絡調整・協力については、子どもに不利益を及ぼすことがないよう慎重な配慮を払うこと。また、地域で子どもの人権のために努力している弁護士会や市民団体との協力も積極的に考慮すること。

(6) 専門員の活動状況とその結果を報告書として最低年1回公開し、市民の意見を聴きながら制度の改善を図っていくこと。

(7) 今後の制度のあり方を詰めていく際には、研究会や弁護士会など関連市民団体の意見を充分に考慮すること。とくに子どもの意見を充分に聴取するよう努めること。

なお、人権擁護委員は市町村単位で人権擁護委員協議会、都道府県単位で都道府県人権擁護委員連合会、全国レベルで全国人権擁護委員連合会という組織を持っている。研究会では「子どもの人権専門員行動指針」(仮称)の草案をまとめ、こうした組織に採択を働きかけていくことも検討している。

市民としては、この制度をむしろ積極的に利用しながら子どもの人権専門員の活動をモニターし、改善のための働きかけをしていくことが必要ではないか。

(子どもオンブズパーソン研究会 平野裕二)

子どもの権利委員会(ジュネーブ)・第4会期報告

93年9月20日(10月8日)にかけて、ジュネーブ(スイス)の国連欧州本部で子どもの権利委員会第4会期が開催された。今回報告審査が行なわれたのは、インドネシア、ペルー、エルサルバドル、スーダン、コスタリカ、ルワンダの6か国である。

まず、それぞれの国の報告審査でどのような問題に焦点が当てられたかを簡単に報告しよう。なお条約の実施措置、一般原則(とくに差別の禁止と子どもの最善の利益)、出生登録・養子縁組、障害児の権利、少年司法などについてはどの国に關しても重点的に取り上げられるため、とくに印象に残ったものを除いてはここでは略す。

1、各国の審査の状況

▼インドネシア

インドネシアの審査の際には、まず同国が7点の留保をしていることが問題視され、それぞれの留保にどのような意味があるのか、留保を撤回する意思はないのかどうか質された。

それに対し政府代表は、「条約は大事故だから、まず批准して、矛盾する法律についてはそれから改正する努力をしようと考えた」と説明した上で、と

くに思想・良心・宗教の自由を定めた第14条への留保については、憲法と基本的に矛盾しないとの立場から「将来的には撤回も可能である」と注目すべき答弁を行なった。委員会には留保の正当性を判断する権限はないが、こうした形で再検討・撤回を促すことはできるといふことを示したことになる。

また、同国の審査の際には、国際的な政治問題となっている東チモールの子どもたちに対する人権侵害事件も持ち出され、「場違いな質問ですね」と政府代表が眉をしかめる場面もあった。その他、とくに宗教的少数者(同国はイスラム教国)への人権侵害、少年司法、児童労働などの問題が重点的に取り上げられた。

▼ペルー

少年司法の問題はどの国に關しても集中的に取り上げられるが、ペルーについてはとくに、テロ活動に携わった場合の犯罪責任年齢が例外的に15歳とされていることが問題視された(通常は18歳)。

この点についてはポルトガル出身のバイス委員などから「子どもはテロリストに利用されている場合がほとんど、もっと彼らの被害者としての側面を重視し、予防措置や社会復帰に力を注ぐ

べきではないか」との指摘がなされ、政府代表も「将来的には見直される可能性もある」と答えている(しかし見直しの時期については明確な約束をしなかった)。

その他、南米諸国ではほぼ共通の問題である貧困やそれにとまなう児童労働も注目されたテーマのひとつである。委員会が子どもに關する経済政策を重視していることについては後述するが、ペルー出身のパンバレン委員が、出身国の審査のときは発言しないという原則を破って行なった次のような発言を引用しておきたい。

「レストランに入るとき、メニューの見方は2つある。料理を見て選ぶか、値段を見て選ぶかだ。ペルーは後者のほうらしい」

子どもたちにとってその政策がどのぐらい重要かでその採択を判断するのではなく、どのぐらいお金がかかるかによって決める点を鋭くついた出色の例えではないか。

▼エルサルバドル

エルサルバドルの報告審査ではとくに家族の問題に焦点が当てられた。80年代を通じて続いた内戦による親の死亡や家族の離散、さらに中南米諸国全域を覆う貧困やマチズモ(男らしさを

誇示する考え方)などさまざまな要因が絡み合って、同国では家庭内の性的虐待が増加している。父親だけではなく、母親が加害者になることも少なくない。

虐待は法律で禁止されており、また大統領夫人が中心になってキャンペーン活動を行なうなどの対策もとっているが、なかなか有効な結果を生み出すまでにはいたっていないようである。

その他、エルサルバドルに關しては、オンブズパーソンの役割を果たす人権擁護代理人(Human Rights Defense Procurator Office)の存在も目を引いた。虐殺や人権侵害のフォローアップを行ない、その結果をメディアで発表しているとのことである。「地方組織がない」などの問題点も指摘されていたが、興味深い試みと言えよう。

▼スーダン

スーダンの報告書は第3会期(1月)でいったん審査された。しかし、情報不足で審査が不十分だったことから、追加情報に基づいてフォローアップを行なうことになったものである。

第3会期でとくに焦点が当てられたのは、少年司法におけるムチ打ち刑の存在(同国では、10歳以上の子どもに対して20回以内のムチ打ちを課すことができ

る」と、内戦や飢餓の犠牲者を援助する国際NGOと政府との関係に関する問題だった。その後の進展について問われた政府代表はそれぞれ次のように答えている。

*ムチ打ち刑——審査後に設立された委員会が設立され、同委員会はムチ打ち刑の廃止勧告を政府に提出。

*NGOとの関係——海外のNGOの登録制を廃止し、個別に政府と協定を結ぶ制度に移行。政府・国連機関・NGOからなるフォーアアップ委員会も設置。

これでも委員会の中にはまだまだ不信感が残っていたようだし、政府代表の答弁にも自己弁護やその場しのぎの雰囲気が強かったが、委員会の勧告を意識しつつ一定の改善がなされたことは注目に値しよう。

▼コスタリカ

コスタリカの報告審査では政府代表の答弁が簡潔にして要を得ていることが多く、今会期でもっとも包括的な審査が行なわれたと言える。

その中でとくに印象に残ったのはまず同国の広報措置である。国連人権委員会で「人権教育の10年」を提唱した国だけあって、子どもの権利条約を含む各種の国際人権文書がカリキュラムに盛り込まれているほか、後述する子どもオンブズパーソンも各種の広報施策をとっているという。

子どもの意見を取り入れる方策としてコスタリカは90年に「子ども投票」

を行ない、条約のどの権利がもっとも重要と考えるかを子どもたちに尋ねたが(本誌No.1参照)、さらに国政選挙における子ども投票を試みているのも興味深かった。選挙結果に影響は与えないのでいわば候補者の人気投票のようだが、子どもがどの候補者を支持しているかは明らかにする。そこで表明された意見がどの程度政策に反映するかははっきりしないが、おもしろい試みと言えるのではないが。

また、同国は90年に、ノルウェーをモデルとした本格的な子どもオンブズパーソンを設置している。

▼ルワンダ

ルワンダの報告書は分量がわずかに頁しかなく、「ユニセフからの報告のほう情報量が多い」(ハマーバーグ委員)という有り様。そのため、いったん審査は開始したものの情報があまりにも少ないため、委員会は同国に対して1年以内に新たな報告書を出すことを要請。政府代表も「新たな報告を出すことの重要性を本国政府にブッシュする」ことを約束し、審査が中途で打ち切られるという異例の事態となった。

以上が今会期の審査の概観である。全体的に、委員会が求める情報を各国が的確に提出せず、情報量の不足が目立つ印象を受けた。ルワンダなどはその極端な例だが、やはり報告書の分量が17頁と少なかつたペルーは委員会か

ら求められて90頁におよぶ追加情報を提出したし、インドネシアの政府代表は、事前の質問リストに対する政府の文書回答をコピーして配布するよう要請されている。今後、いかにして各国が適切な情報を提出するようにさせるかが委員会の課題となるだろう。

2、子ども最優先の経済政策

委員会がとくに重視するのは各国の経済政策である。子どもに大きな影響を及ぼす教育や保健の分野にどのぐらいの予算を配分しているかはどの国に対しても質問されている。世界的な不況の中、各国とも経済の建て直しに躍起になっているが、委員会は開発途上国であれ「先進国」であれ、どの国に対しても「子どもが経済政策の犠牲にならないように」と求めてきた。

条約は子どもの権利を保障する上で「自国の利用可能な手段を最大限に用いること」(4条)を締約国に義務づけ、さらに「国際協力」の重要性を随所で強調している。しかし、子どもたちのため経済政策にとくに強い関心を示してきたハマーバーグ委員の言によれば、

「この義務を満たしている政府はない。……予算を考える際に、子どもは将来の可能性としてではなくコストとしてしか見られていない」。今会期では「子どもの経済的搾取」をテーマにした一

般的討議が行なわれたこともあって(討議そのものは実のあるものとは言えな

かったが)、この点がひととき強調された。

さらに、国内政策のみならず援助国・援助諸国の態度にも踏みこむ問題意識を委員会がはっきりと示すようになったのは注目される。ハマーバーグ委員は一般的討議の冒頭のプレゼンテーションで、「ドナー(援助国・援助機関)が集まって援助を検討する際には、基本文書として経済統計だけではなく「世界サミットのフォーアアップとして各国で制定されつつある」国内行動計画やわが委員会の総括所見も議論の素材にしてもらいたい」と述べた。エルサルバドルの報告審査のときも、援助国や援助機関に対してアピールを出したいという意向を明らかにしている。

世界サミットの「宣言」が「発展途上にある債務国が直面する対外債務問題に対する早期の総括的かつ永続的な解決に対して、緊急の関心が今後とも継続して払われるべきである」(16項)、「特に発展途上国において、もっとも脆弱なグループである子どもたちの福祉を確保しつつ、世界経済の成長促進のための構造調整も必須である」(20項x)と述べていることなどからして、委員会では今後も「国際経済における子ども

の権利」が議論になっていくだろう。その点、今会期の一般的討議にIMF(国際通貨基金)の代表が遅刻しながらも姿を見せたのは前進である。最大援助国である日本もこうした議論に積極的に参加していくことが必要なので

はないか。

* *
そのほか今会期の審査で印象に残ったのは、条約だけを根拠とするのではなく、その国の政府が他のさまざまな機会に示したコミットメント（実行意思の表明）を十分に引用しながら子どもの権利の保障を迫っていくという委員会の姿勢である。

第3会期でも同様の傾向はあり、「少年司法運営に関する国連最低基準規則（北京ルール）」「少年非行の予防のための国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）」「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」といった少年司法関係の主要国際文書や、世界サミットの宣言・行動計画およびそのフォローアップとして作成される国内行動計画などが主に言及されていた。

しかし今回は、その傾向がますます強まったように思われる。インドネシアの報告審査で留保を問題にしたときには、世界人権会議（6月、ウィーン）で採択された「ウィーン宣言」が、各国が人権条約に付している留保を再検討して撤回するよう促していることが引き合いに出された。同じく同国の審査の際には、92年8月に中国で開かれた会議で採択された「北京コンセンサス」が▽資源を子どもに優先的に配分すること、▽国内法制を子ども最善の利益の観点から見直すこと、などを掲げていることを強調し、そのコミットメントの履行を迫っている。

またイスラム教国であるスーダンの報告を審査する際には、女兒割礼の問題を取り上げるにあたって、ある委員が「コーランには女兒割礼の問題について何と書いてあるのか」と迫り、政府代表に「私はコーランを暗記しているが、この問題に関する記述はない。女兒割礼を許すなどということはコーランには一言も書かれていない」という答弁を引き出す場面もあった。

このように、条約のみならず他のさまざまな文書を持ち出して子どもの権利状況の総合的な向上を図っていくというやり方には、条約に基づいた権限しか与えられていない委員会にとって多少のリスクともなうと思われるが、運動論という観点からみれば、あらゆる問題を条約に集約しようとする姿勢はまだ見られる日本の市民運動にとっては参考にするべきものかもしれない。

なお、次回の委員会（第5会期）は1月10日〜28日にかけて開催される。審査を予定されている国は、ナミビア、ベラルーシ、コロンビア、フランス、ルーマニア、チェコの6か国である。

（平野裕二）
※なお、私は日教組「教育評論」誌上で「ジュネーブ報告——子どもの権利委員会を傍聴して」と題する連載を開始した（93年12月号から）。委員会でのような議論が行なわれているかを本文に紹介していくことを意図したものである。興味のある方はご参照いただきたい。

★パキスタン・NGOセミナー報告★

9月6日〜10日、パキスタンのラホールで「アジアにおける子ども団体関係者の地域研修プログラム」と題するセミナーが開かれた。人権問題に取り組んできた国際NGOであるICJ（国際法律家委員会）が、アジア16か国のNGO関係者を招いて開催したもの。日本からは、DCI日本支部設立準備会から代表の福田雅章さん（一橋大教授）と私が出席した。

このセミナーの直接の目的は、アジアのNGO関係者に国際人権保障システムを知る機会を保障するところにあった。そのため、ユネスコ・ユニセフ・子どもの権利委員会・ILO・国連人権センターといった国際機関の関係者も出席、プレゼンテーションを行なっている。

しかし実際には、アジアのNGOが一同に会して情報交換や意見交流を行なうといった意味あいのほうが強かった。また、DCI日本支部設立準備会が来年2月の発足後にアジア地域に重点を置いて活動を続けていく上で、アジアのほとんどの国のNGOとネットワークを作ることができたのはたいへん意義深かったと感じている。

各国のプレゼンテーションはそれぞれ国の実情を描き出していて興味深かったが、今回のセミナーでとくに焦点が当てられたのは、インド亜大陸諸

国を中心とする奴隷労働の実態である。開催地であるパキスタンでは総労働力人口の46%を子どもが占めており（主要輸出品の7割に子どもの手が入っている）、そのうち800万人がじゅうたん製造工場や建設現場で奴隷的な労働を強いられているという。同様に、ネパールでは4万人、インドでは1000万人近くの子どものたちが奴隷労働を強いられているという現状も報告された。

日本ではほとんど知られていない問題だが、中東湾岸諸国で広く行なわれているラクダ・レースの騎手として2歳半〜5歳の幼児から7歳〜13歳の子どもが使用されているという事実もある。この目的のために、パキスタンからは年間2万人近くの子どものたちが誘拐されたり親に売り飛ばされたりしているという。

こうした状況は単に貧しいからという理由で看過されるべきものではない。子どもたちを奴隷労働に追いこむことは大人たちの仕事を奪い、同時に子どもたちの未来を奪うことによって国力をさらに悪化させる悪循環を生む。こうした問題を速やかに解決するために、その国の実情にあった手段が速やかにとられなければならない。日本の政府およびNGOもさまざまな方策を考え抜いて必要がある。

（平野裕二）

編集後記

◆まず、フォーラムの準備に忙殺されたために今号の発行が1か月遅れてしまったことをお詫びします。そのうえ、ワープロで9分どり仕上げた版下が機械トラブルのためパーになってしまい、ショックで打ちひしがれるわ他の仕事は詰まっているわで予定よりさらに1週間ほど発送が遅れてしまいました。次号より平野の負担軽減策が動き出す予定ですので、もう少し定期的にお届けできるようになるかと思えます。◆この間のニュースで思わず快哉を叫んだのは、香川県のある私立高校の生徒たちが校門検査に反発して、始業直前に学校の前に集まり一斉に校門へ押し寄せていくという戦術に出た、というもの。なかなかの策士がいるものです。われわれも負けてはいられません。◆フォーラムも終わり、ネットワークのあり方をじっくり検討すべき時期です。みなさんのご意見をお寄せください。

(12月12日記/平野裕二)

『子どもの権利条約』No.11

1993年11月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child
Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

Tokyo 105, JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/金曜日)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷 (有)エム企画印刷



「子ども公聴会」に熱い視線!

——子どもの権利条約フォーラムから——

93年11月20、21日、東京・水道橋のカンダパンセにおいて、のべ350名余りの参加者のもとで「子どもの権利条約フォーラム」が開催された。

1日目の前半に、日本の子どもの権利史の新しい1ページとなる「子ども公聴会」が開かれた。菅源太郎、水永智子両氏の司会のもとで次の5名の子どもが意見表明を行なった(敬称略)。

*林 香織(15歳)——学校に対する子どもの権利

*長谷川武宏(SBW)——環境問題を考える会代表)——環境問題と子ども

*松橋静香(埼玉人権ネット)——障害児の権利

*宗 銘沛——難民の子どもの権利

*津田彩樹子(地球子ども会議議長)——飢餓の克服とパートナーシップ

公聴会の受け手となった大人側は、

国会関係者として肥田美代子氏(参議院議員)・北村哲男氏(同)、政府関係者として河合祥一氏(外務省人権難民課)、学会関係者として永井憲一氏(日本教育法学会会長、法曹界関係者として中川明氏(日弁連・子どもの権利委員会委員長)の5名。

この公聴会は、子ども・未成年者の参加と意見表明の道をかたく拒む国会に代わって、フォーラム企画として実現したものであり、実際の効果は別としても、今後の条約普及活動に重要な意味をもつことになろう。少なくとも、条約の批准に際して大人だけで議論したのではなく、批准時の10代・子どもたちも参加し意見表明を行なったきたという事実は、将来の子どもたちの励みになるように思われる。(喜多)

〈事務局だより〉

◆会費納入のお願い

ネットワークが財政的にたいへんピンチになっています。これまで400名を越える会員の方々に支えられてきましたが、今年度の会費を納めた方は140人余りです。会費収入が50%にも満たない状況にあり、このままですと、ニュースレターの発行も困難になることが危惧されます。

ぜひ会費を納めていただくよう、切にお願いいたします。

◆ボランティアを募集しています!

ネットワークは個人が支える情報センターです。週1日でも1時間でもボランティアが可能な方々は、事務所までご一報ください。よろしくお願います。